

ストレスチェック講習会

～小規模事業者の実情を踏まえた

義務化対応～



セミナー概要

2028年から従業員50人未満の事業所でも「ストレスチェック」が義務化されます。労働力不足が深刻化する今、企業の成長に欠かせないのが「生産性の向上」と「適切な賃上げ」ですが、その基盤となるのが、従業員が健康で持続的に働ける職場環境です。

本講習会では、義務化されるストレスチェックを、持続的な職場環境づくりのための経営ツールとして捉え、その基本的なルールと小規模事業者の実情に沿った実施方法について解説します。

- ①：なぜ今？法改正の背景と2028年義務化のポイント（法律上の義務）
- ②：ストレスチェック実施の具体的なステップとスケジュール
- ③：小規模事業所ならではの不安・疑問、ストレスチェックの活用方法

日付 2026.8/5 水

時間 15:00～16:00

場所 田原市商工会館
2階講義室

今すぐ申込み

料金 無料

定員 20名



ご連絡先



田原市商工会
☎0531-22-6666

受付時間：平日8時30分から17時15分まで

〒441-3421

愛知県田原市田原町倉田10番地の2

☎0531-22-6666 fax0531-23-0419

講師紹介

カズ社会保険労務士事務所
代表 / 社会保険労務士

佐久間 和象



「2020年まで都内の社労士法人に勤務。その後、人事労務コンサルティングに特化した社労士事務所を開業。企業の顧問社労士として、「人」や「人間関係」に力点を置いたコンサルティングを通じて、組織の活性化と事業の成長を支援している。セミナー・研修会にも積極的に登壇し、都道府県を問わず情報発信を行っている。